

# 資料編

- 1 古賀市環境審議会条例
- 2 古賀市環境政策調整委員会規程
- 3 古賀市環境基本計画策定の経過
- 4 古賀市環境審議会への諮問書
- 5 古賀市環境審議会からの答申書
- 6 古賀市環境基本計画素案に対する市民意見と計画書への反映
- 7 市民アンケート調査・事業者アンケート調査
- 8 古賀市の環境を考える市民ワークショップ活動概要
- 9 用語解説

# 1 古賀市環境審議会条例

平成14年10月4日  
条例第26号

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、古賀市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、環境の保全に関し識見を有する者、公共的団体等の構成員及び市内に住所を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長になる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者等の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民部環境課において処理する。

(委任)

第9条 この条例において定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年12月1日から施行する。

## 環境審議会委員名簿

(五十音順)

氏名	役職等	備考
秋永 優子	福岡教育大学助教授	
池田 美佳	特定非営利活動法人工コけん	
打越 敏子	公募市民	
小野 勇一	北九州市立自然史・歴史博物館館長	会長
島岡 隆行	九州大学大学院教授	
薛 孝夫	九州大学助教授	
谷本 潤	九州大学大学院教授	
常岡 寿子	農業女性活動促進事業推進協議会委員	
中園 久美子	元古賀市ごみ対策会議委員	
二渡 了	北九州市立大学大学院教授	
水上 哲実	認定農業者	
嶺井 久勝	西日本環境ネットワーク理事長	会長代理
山内 穰二	古賀市の環境を考える市民ワークショップ座長	
山本 節子	古賀市ホテルの会	
力丸 正彦	古賀市森林組合	

## 2 古賀市環境政策調整委員会規程

平成14年9月5日

訓令第18号／教育委員会訓令第12号

(設置)

第1条 市域内における環境の保全及び創造に関する重要事項の総合的な調整と計画的な推進を図るため、古賀市環境政策調整委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 環境基本計画及び省エネルギービジョンの策定及び見直しに関すること。
- (2) 環境基本計画及び省エネルギービジョンの進行管理に関すること。
- (3) その他環境の保全及び創造に関する重要事項についての全庁的な調整に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長には市民部長を、副委員長には総務部長を、委員には別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の職員の出席を求めることができる。

(部会)

第6条 委員会は、第2条各号に掲げる事項を専門的に調査研究させるため、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、部会員若干名をもって組織する。

3 専門部会は、部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

4 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。

5 部会員は、参事補佐、係長、主査及び主任主事のうちから市長が任命する。

6 部会員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第7条 委員会及び専門部会の庶務は、市民部環境課において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表(第3条第2項関係)

保健福祉部長、建設産業部長、上下水道部長、教育部長、企画課長、総務課長、人事秘書課長、建設課長、産業振興課長、都市計画課長、学校教育課長

### 3 古賀市環境基本計画策定の経過

古賀市環境基本計画策定までの経過を以下に示します。

＜平成14年度＞	
平成14年 5月～ 5月	既存資料調査実施
平成14年 5月～平成16年 2月	自然環境調査実施
平成14年 9月25日～10月11日	市民アンケート調査、事業者アンケート調査実施
平成14年10月 5日	古賀市の環境を考える市民ワークショップ（第1回）
平成14年10月～平成15年 3月	古賀市の環境を考える市民ワークショップ（分科会別の検討）
平成15年 3月 5日	第1回環境審議会開催
平成15年 3月16日	古賀市の環境を考える市民ワークショップ（中間報告会）
＜平成15年度＞	
平成15年 4月～平成15年 7月	古賀市の環境を考える市民ワークショップ（分科会別の検討）
平成15年 4月18日	第2回環境審議会開催
平成15年 6月30日～7月 4日	環境関連施策調査実施
平成15年 7月14日	第3回環境審議会開催
平成15年 7月27日	第1回環境シンポジウム開催（市民ワークショップの提言）
平成15年 9月22日	第4回環境審議会
平成15年10月27日	第5回環境審議会開催
平成15年11月30日	第2回環境シンポジウム開催
平成15年11月30日～12月10日	計画書素案の公表と市民意見の募集
平成16年 1月19日	第6回環境審議会開催
平成16年 3月22日	第7回環境審議会開催（答申）

#### 4 古賀市環境審議会への諮問書

古環発第40号  
平成15年4月18日

古賀市環境審議会会長 殿

古賀市長 中村 隆象

古賀市環境基本計画について（諮問）

古賀市環境審議会条例（平成14年古賀市条例第26号）第2条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

本市における環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための環境の保全に関する基本的な計画（古賀市環境基本計画）について

## 5 古賀市環境審議会からの答申書

15古環審発第16号  
平成16年3月22日

古賀市長 中村 隆象 様

古賀市環境審議会  
会長 小野 勇一

古賀市環境基本計画について  
(答申)

平成15年4月18日付古環発第40号をもって諮問のありました標記の件につきましては、慎重に審議した結果、その内容は妥当であると判断し、答申します。

なお、計画の推進に当たっては、下記の意見に配慮されるよう付記します。

### 記

- 1 市民や事業者が環境負荷の少ないライフスタイルを実践し、環境配慮型の社会システムを確立することを第一の目標に、市民、民間団体、事業者、行政が一体となった施策の推進に配慮されたい。
- 2 民間団体は環境施策の推進において有益な存在であり、その円滑な活動が可能となるような支援、条件整備に配慮されたい。
- 3 市は、自ら行う事務事業の各場面に環境配慮の手法を取り入れ、率先して行動することにより市民、事業者の取組の模範となるよう努めるとともに、ISO14001を始めとする環境マネジメントシステムの構築に配慮されたい。
- 4 環境に関する様々な情報を収集、整理し、市民や事業者が関心を持ち、適切な判断ができる情報を容易に得られるよう努めるとともに、そのための発信手法の構築に配慮されたい。
- 5 学校教育における総合学習の時間等を活用した環境教育の推進をはじめ、子どもから大人まで幅広い世代を対象として、市民の環境意識を啓発する施策展開が図られるよう配慮されたい。
- 6 計画の進行管理に当たっては、常に点検・評価等を行い、社会情勢の変化に応じた計画として維持するとともに、施策の着実な推進を図ることに配慮されたい。
- 7 環境問題は人類の存続に関わる問題であり、財政状況を理由に対策が遅れることは取り返しのつかない事態を招くおそれが強いため、計画に掲げられた施策に対する優先的な財政措置が図られるよう配慮されたい

## 6 古賀市環境基本計画素案に対する市民意見と計画書への反映

古賀市環境基本計画素案を作成した後、より多くの市民意見を計画に反映するために、平成15年11月30日から12月10日までの期間で素案を公表し、郵便、ファクシミリ、電子メールなどによる意見の募集を行い、以下のようなご意見をいただきました。

なお、素案の公表は、第2回環境シンポジウムにおいて参加された方へ計画書素案概要版を配布するとともに、市役所環境課において計画書素案全体版を縦覧していただく形で行いました。

また、ここに記載している意見以外にも、古賀市の環境の現状に対するご意見やご要望等をいただき参考にさせていただきました。

### 市民意見と計画書への反映（1）

No.	意見の概要	意見への対応
1	・【生活環境】の「人口の増加」の後に「と生活様式の変化」を挿入してはどうか。	ご指摘の点を踏まえて表現を修正しました。（第2章）
2	・【都市環境】の最後の後半に「市民はその保存整備状況への関心は・・・」は「その保存整備状況への市民の関心は・・・」とした方が読みやすのではないかと。	ご指摘の点を踏まえて表現を修正しました。（第2章）
3	・【環境意識と行動】の「取組方法や制度等を普及・啓発していく必要」は「取組方法や制度等の環境情報を提供していく必要」ではないか。また、「知識がないことが行動に繋がらない市民や事業者が多いと考えられるため、大人・子ども・事業者のそれぞれに対し、意識改革に繋がるような環境教育・学習が求められています」としてはどうか。	ご指摘の点を踏まえて表現を修正しました。（第2章）
4	・「取組の基本方針」の森林の「保全・創出」は「保全・育成」が適切ではないか。10年くらいの単位で森林を「創出」するには無理がある。	ご指摘のとおり計画期間の10年間では「育成」という表現が妥当と考えますが、長期的には創出につながるものであるため、「創出」と表現いたします。（第2章）
5	・【目標達成指標：樹林地面積の現状維持】とあるが、目標として現状維持というのはあまりに消極的ではないか。5%でも10%でも増加させるべきではないか。	樹林地を増やす努力は必要ですが、庁内検討結果をもとに現実的な目標として現状維持としております。（第3章）
6	・【目標達成の指標：自然とふれあえる施設数、イベントの開催回数、市民農園区画数の増加】とあるが、できれば数値目標を入れて欲しい。	庁内検討の結果、具体的な数値目標を盛り込むことはできませんが、現状の数値を掲載します。（第3章）
7	・【目標達成の指標：・・・開催回数年間1回以上、・・・】とあるが、講習会の他講演会、上映会、学習会等さまざまな形態があり、2～4回以上は可能ではないか。	現時点で実現可能な目標を設定しておりますが、ご指摘の点を踏まえて計画指標を修正しました。（第3章）
8	・「目標達成の指標」が、文化財の保護・理解に関する「講座の年間開催数10回以上」と、環境に関する「講習会等の開催回数年間1回以上」とは、なぜ回数に差があるのか。「講座」と「講習会」とはどう違うのか。「年間開催数」と「開催回数年間」との表現の違いは？	文化財の保護・理解に関するものについては「講座」という形で既に実施しており、その開催回数を踏まえて目標を設定しています。環境に関するものについては今後の普及啓発方法を検討している段階であることから「講習会等」という表現にしており、現時点で可能と考えられる回数を目標として設定しております。なお、「年間開催数」と「開催回数年間」は同じことを意味しており、表現を「年間開催数」に統一しました。（第3章）
9	・【目標達成の指標：ダイオキシン類排出基準値0.05ナノグラム以下】を追記	具体的な数値は示しておりませんが、大気汚染に関する環境基準の中に含まれております。（第3章）
10	・「環境についての情報が自由に行き交うまちにしよう！」を「環境についての様々な情報が豊かに行き交うまちにしよう！」としてはどうか。	ご指摘の点を踏まえて表現を修正しました。（第3章）
11	・H15年3月に策定された「個性ある美しい街並みづくり計画」に関して一文もないが、整合性や連携は考えられているのか。	「都市景観の創出」の環境目標として「個性あるまちなみを誇れるまち」を掲げており、整合性をとっています。（第3章）

市民意見と計画書への反映（２）

No.	意見の概要	意見への対応
12	・数値目標を掲げている項目が少ない。この計画を実効性あるものにするために、なるべく数値目標を掲げられるものは掲げた方が良く考える。	可能な限り数値目標を掲げております。（第3章）
13	・古賀清掃工場の安全性に関する情報公開を進めてほしい。また、古賀清掃工場が独自に取り組む具体的施策を明記して欲しい。	古賀清掃工場は複数市町で構成される一部事務組合であることから、本計画に具体的な内容を示すことはできません。（第4章）
14	・行動方針の各項目の「配慮すること・行動すること」に市行政は一切入っていないが、市民・民間団体・事業者と共に行動する時の担当課をそれぞれ明確にした方が、実効性が高まるのではないかと。	第4章に行政が行う施策・事業を実施時期・担当課を含めて明記しております。
15	・市民や事業者の行動方針については、箇条書きの形で整理すれば読みやすくなるのではないかと。	ご指摘の点を踏まえて行動の分類を行いました。（第5章）
16	・行動方針の部分の「～します。」という表現は、行政側の押しつけのようにも感じられ適当でない。	ご指摘の点を踏まえて「～する。」という表現に修正しました。（第5章）
17	・「環境にやさしい洗剤」とあるが、内容がわかりにくい。	ご指摘の点を踏まえて表現を修正しました。（第5章）
18	・「付近の地下水や汚水等の状況に気をつけて」とあるが、一般市民が地下水に気をつけることは困難。	ご指摘の点を踏まえて表現を修正しました。（第5章）
19	・「新エネルギー利用を検討します」とあるが、補助金制度について併記しておけば取り組みやすい。	ご指摘の点を踏まえて表現を修正しました。（第5章）
20	・「天ぷら油で走る車の導入」の後に「等についても」を追加すべき。	ご指摘の点を踏まえて表現を修正しました。（第5章）
21	・「地産地消を実現させるため・・・ニーズを訴えていきます。」とあるが、古賀市産の農産物を積極的に購入する（農地保全のため地産地消の促進）としてはどうか。	ご指摘の点を踏まえて表現を修正しました。（第5章）
22	・「ふれあい農園や休耕田などを利用し、農業に対する理解を深めます。」とあるが、一般市民が休耕田を利用するのは困難なため、表現を見直すべき。	ご指摘の点を踏まえて表現を修正しました。（第5章）
23	・「森林の複層林化など、森林の生態系や水源かん養機能等を考慮して、森林の多様化に努めます。」とあるが、現実的な表現方法にすべき。	ご指摘の点を踏まえて表現を修正しました。（第5章）
24	・「農地周辺の生態系の保全など、重要な環境資源としての農地の保全に努めます。」とあるが、表現を見直すべき。	ご指摘の点を踏まえて表現を修正しました。（第5章）
25	・「学校や地域でのピオトープづくりに参加します。」とあるが、表現方法が参加というのをおかしいのでは。協力するという表現が適当ではないか。	ご指摘の点を踏まえて表現を修正しました。（第5章）
26	・「事業者は、工場などの敷地の緑化対策を推進するとともに、新しく建物を建てる際は、屋上緑化など、建物・敷地の緑化に努めます。」とあるが、屋上緑化は既存の建物についても可能。	ご指摘の点を踏まえて表現を修正しました。（第5章）
27	・「節水意識を高めていきます」とあるが、意識を高めるだけでなく努力する必要がある。	ご指摘の点を踏まえて表現を修正しました。（第5章）
28	・「家族で「環境」について話し合い・・・改善します。」とあるが、表現を見直すべき。	ご指摘の点を踏まえて表現を修正しました。（第5章）
29	・「古賀市独自の「環境家計簿」・・・」とあるが、環境家計簿はあるのか。なければ早急に作るか、既成のもの等についての情報を公開するか併用するなどしてほしい。	現在、古賀市独自の環境家計簿はありませんが、今後作成を予定しており、その実践を促すことをめざした表現としております。（第5章）
30	・「古賀清掃工場及び事業者は、関係法制度に基づき・・・」と8文字追加して欲しい。	古賀清掃工場は複数市町で構成される一部事務組合であることから、本計画に具体的な内容を示すことはできません。（第5章）
31	・「環境マネジメントシステム」は、市行政すら導入していないのに、事業者を導入を求めることができるのか。	事業者アンケートによると、環境マネジメントについて事業者が行政に対して期待していることは補助制度や情報発信・情報提供で、こうした支援があれば検討したいとの事業者が多くなっています。したがって、行政の導入の有無に関わらず、事業者への支援は必要であると考えています。（第5章）

市民意見と計画書への反映（3）

No.	意見の概要	意見への対応
32	・「デポジット制度の実現に協力・・・」とあるが、デポジット制は国の政策に求めるべきことでは。	ご指摘のとおり国全体として取り組むべき事項ではありますが、国に対して実現に向けた要望を行うためには市民の協力が不可欠です。また、独自のデポジット制度を導入している地域もあり、地域独自で取り組むことも可能と考えます。したがって文章の修正は行いません。（第5章）
33	・「いらぬもの」は「自分が不要なもの」としてはどうか。	ご指摘の点を踏まえて表現を修正しました。（第5章）
34	・動植物の多様性を確保し、生き物の環境を守る配慮と行動の中に、「農薬使用の削減」に関する文言を入れるべきではないか。	この項では農地や森林の保全により生き物の環境を守るという視点で構成しており、文章の修正は行いません。（第5章）
35	・行動方針に「どういった食べ物がほしいかといったニーズを訴えていきます」とあるが、農業は本来、その土地にあった物を生産するのであり、市民の方が生産者に合わせた消費を考えるべきものだと思う。	ご指摘の点を踏まえて表現を修正しました。（第5章）
36	・生活排水による河川の汚濁の問題に触れるべきではないか。合成洗剤使用の削減にふれて欲しい。	生活排水による問題は「水環境の保全」の項に示しております。（第5章）
37	・計画推進体制図に玄界環境組合の位置関係図を明記してほしい。	関係する機関は玄界環境組合以外にもあります。それらも含めて「他の地方公共団体」と表現しております。（第7章）
38	・推進体制の役割分担が（図からは）不明確である。役割を明確にしないと、協働は難しい。また、現状における市民セクターにおける主体者の核は熟成していないため、育成機関としての役割も明確に位置づける必要があるのではないか。	現時点で具体化できる内容を図に示します。また、市民セクターの育成は当面、市の関わりも必要と考えます。（第7章）
39	・「4R運動（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）」に、日本語の説明を加えては。	ご指摘の箇所以外にもわかりにくい用語については解説を加えました。（資料編）
40	・（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）とあるが、知らない人のためにも説明が必要。	ご指摘の箇所以外にもわかりにくい用語については解説を加えました。（資料編）
41	・古賀市の場合、本計画はマスタープランの環境分野に置ける実現と位置づけられているが、政府の環境基本計画のように、目指す社会象として「持続可能な社会」を明確に打ち出すべきではないか。	計画には「持続可能な社会をめざす」と明記しておりませんが、国の諸計画等の趣旨を踏まえつつ古賀市という地域での取組を進めていきます。
42	・条例・実施計画はいつ策定されるのか。H16-17年度が条例・実施計画を作ることで経過してしまうことのないように取り組んで欲しい。	条例は平成16年度の制定をめざして現在検討中です。また、実施計画は早急に作成し、早期の推進が可能となるよう努力します。
43	・この計画書の目的は、多くの市民や事業者が読んで理解して、行動に移すという上での指標となるべきものであり、字を大きくする、箇条書きや小見出しをつけるなど読みやすくする工夫が必要。	計画書の概要版において文字の大きさやレイアウトに配慮しました。
44	・概念的で理解しづらい表現や、理想的過ぎて現実と乖離した表現がよく見受けられる。この計画が絵に描いたもちになることなく今後の古賀市の明るい未来作りに確実に生かされていくことを心より期待し、我々も参考にしていきたい。	計画に示した取組を着実に実行すべく努力していきます。

## 7 市民アンケート調査・事業者アンケート調査

### <市民アンケート調査>

市民アンケート調査は、身近な環境問題に対する市民の意見や考え方を把握し、「古賀市環境基本計画」に反映することを目的として実施しました。

#### 調査概要

対象者抽出方法	20歳以上の市民の中から1,500名を無作為抽出	
配布・回収方法	郵送による配布回収	
調査期間	平成14年9月25日～平成14年10月11日	
回収数（回収率）	763票（50.9%）	
設問項目	属性	性別・年齢・職業・小学校区・居住地周辺・世帯人員・居住年数
	環境についての意識	環境問題についての関心
		今後の環境行政に望むこと
		身近な環境について守っていききたいもの、改善が必要なもの
	環境に配慮した日常行動について	自然とふれあう活動の推進
		再生紙等環境への負荷の少ない製品やサービスの選択
		水を汚さないための取組
		ごみの減量化・リサイクルのための分別収集
		節電等による省エネルギー
		自家用乗用車使用の自粛
環境保全活動への参加		
その他		
省エネルギー・ごみ減量化意向について		
残して欲しい場所【認知マップ調査 <sup>(注)</sup> 】		
動物がよく見られる場所【認知マップ調査】		

#### 【認知マップ調査について】

古賀市の環境の現状を把握するために、市民アンケートの中で、認知マップ調査を行いました。

認知マップ調査とは、市民の日常生活における環境に対する意識を把握するとともに、機器では測定不可能な環境に関する内容を、直接地図上に記入してもらう調査方法です。

主な調査結果は、「第2章 現在の古賀市の環境を見てみると」に示しています。

### <事業者アンケート調査>

事業者アンケート調査は、廃棄物や地球温暖化の問題などに対して、事業者の環境保全の取組状況の現状や意見を把握し、「古賀市環境基本計画」の貴重な資料として活用することを目的として実施しました。

#### 調査概要

対象者抽出方法	市内の事業者約100社を抽出	
配布・回収方法	郵送による配布回収	
調査期間	平成14年9月25日～平成14年10月11日	
回収数（回収率）	46票（46.0%）	
設問項目	属性	事業形態・従業員数・業種
	環境配慮について	基本方針等
		取り組むための組織体制
	環境マネジメントシステムについて	
	従業員の環境教育実施状況について	
	環境保全や環境負荷の低減のための具体的取組等について	
	行政に対する要望など	
新エネルギー・省エネルギーに関する補助制度の利用について		

主な調査結果は、「第2章 現在の古賀市の環境を見てみると」に示しています。

## 8 古賀市の環境を考える市民ワークショップ活動概要

### 【ワークショップ全体の検討経過】

古賀市の環境を考える市民ワークショップは、環境のテーマごとに3つの分科会（①くらしの環境分科会、②身近な自然分科会、③学ぶ・伝える分科会）を設け、平成14年10月から平成15年7月までの期間で分科会ごとに検討を進め、提言書を取りまとめました。

平成14年度は、現状・原因・対策の整理を行い、中間報告会で分科会別の検討内容を発表しました。

平成15年度は、検討テーマの絞込みを行ったうえで、テーマごとの行動方針や具体的提案の検討を進め、シンポジウムで分科会別の提言を発表しました。

ワークショップの日程と主な検討内容

	日 程	主な検討内容
平成14年度	全体会【10/ 5（土）】	自己紹介、リーダー・サブリーダー・書記の選出、連絡網の作成、フリートーキング
	分科会【10/末～3/月上旬】	古賀市の良いところ・悪いところの地図作成 現状・原因・対策の整理 など
	中間報告会【 3/16（日）】	各分科会の検討内容の発表
平成15年度	分科会【 4/月上旬～7/中旬】	検討テーマの絞込み 行動方針の検討 提言内容の検討 など
	シンポジウム【 7/27（日）】	提言書の発表

分科会での検討結果は提言書に取りまとめられ、第1回環境シンポジウムで発表されました。

その提言内容は、本計画の環境目標や行政の施策・事業、主体別の行動方針に可能な限り反映いたしました。また、今後の施策立案の貴重な資料として活用させていただきます。

### 【古賀市の環境を考える市民ワークショップに参加いただいた方々】

五十音順、敬称略  
大寫栄三、大坪茂樹、木村憲子、河野昭七、高良英臣、税所不二男、佐々木真二、志賀威夫、渋谷昌一、高原茂、竹本十郎、田邊克也、谷口治、中野綾、中野聡、中屋允雄、蓑原宏枝、安永三郎、山内穰二、山本節子

## 【くらしの環境分科会の検討経過】

くらしの環境分科会では、次のように18回の会議を開き、メンバーで検討を進めました。

分科会の日程と主な検討内容

日 程	主な検討内容
第1回【10/ 5（土）】	自己紹介、リーダー・サブリーダー・書記の選出、連絡網の作成、フリートーク
第2回【10/28（月）】	古賀市の良いところ・悪いところの地図作成
第3回【11/11（月）】	現状・原因・対策の整理（1）
第4回【11/25（月）】	現状・原因・対策の整理（2）
第5回【12/16（月）】	現状・原因・対策の整理（3）
第6回【 1/14（火）】	現状・原因・対策の整理（4）
第7回【 1/20（月）】	現状・原因・対策の整理（5）
第8回【 2/10（月）】	現状・原因・対策の整理（6）
第9回【 2/24（月）】	中間報告会用の資料作成（1）
第10回【 3/ 7（月）】	中間報告会用の資料作成（2）
中間報告会【 3/16（日）】	各分科会の検討内容の発表
第11回【 4/ 7（月）】	検討テーマの絞り込み、「公園・都市計画」に関する検討
第12回【 4/28（月）】	「道路・交通」に関する検討
第13回【 5/13（火）】	「ごみ」に関する検討
第14回【 5/26（月）】	「地球温暖化」に関する検討
第15回【 6/10（火）】	シンポジウムに向けた提言書の内容検討
第16回【 6/24（火）】	シンポジウムに向けた提言書の作成（1）
第17回【 7/ 1（火）】	シンポジウムに向けた提言書の作成（2）
第18回【 7/15（火）】	シンポジウムに向けた提言書の作成（3）
シンポジウム【 7/27（日）】	提言書の発表

## 【身近な自然分科会の検討経過】

身近な自然分科会では、次のように21回の会議と1回の現地踏査をし、メンバーで検討を進めました。

分科会の日程と主な検討内容

日 程	主な検討内容
第1回【10/ 5（土）】	自己紹介、リーダー・サブリーダー・書記の選出、連絡網の作成、フリートーキング
第2回【10/30（水）】	古賀市の良いところ・悪いところの地図作成
第3回【11/13（水）】	現状・原因・対策の整理（1）、現地踏査準備
現地踏査【11/23（土）】	市内の自然環境の現状を調べる
第4回【11/27（水）】	現状・原因・対策の整理（2）、現地踏査の感想
第5回【12/18（水）】	現状・原因・対策の整理（3）、土地利用別区分の検討
第6回【 1/ 8（水）】	土地利用別の現状・課題・対策の整理（1）
第7回【 1/22（水）】	土地利用別の現状・課題・対策の整理（2）
第8回【 2/ 2（日）】	土地利用別の現状・課題・対策の整理（3）
第9回【 2/15（土）】	土地利用別の現状・課題・対策の整理（4）
第10回【 2/26（水）】	中間報告会用の資料作成
中間報告会【 3/16（日）】	各分科会の検討内容の発表
第11回【 3/26（水）】	中間報告の反省、今後の検討方針
第12回【 4/ 9（水）】	土地利用別に見た課題・対策の整理、行動指針の検討（1）
第13回【 4/30（水）】	土地利用別に見た課題・対策の整理、行動指針の検討（2）
第14回【 5/14（水）】	土地利用別に見た課題・対策の整理、行動指針の検討（3）
第15回【 5/21（水）】	シンポジウムに向けた提言書の作成（1）
第16回【 6/ 4（水）】	シンポジウムに向けた提言書の作成（2）
第17回【 6/18（水）】	シンポジウムに向けた提言書の作成（3）
第18回【 7/ 2（水）】	シンポジウムに向けた提言書の作成（4）
第19回【 7/ 9（水）】	発表資料の作成（1）
第20回【 7/16（水）】	発表資料の作成（2）
第21回【 7/23（水）】	発表資料の作成（3）
シンポジウム【 7/27（日）】	提言書の発表

## 【学ぶ・伝える分科会の検討経過】

学ぶ・伝える分科会では、次のように16回の会議を開き、メンバーで検討を進めました。

分科会の日程と主な検討内容

日 程	主な検討内容
第1回【10/ 5（土）】	自己紹介、リーダー・サブリーダー・書記の選出、連絡網の作成、フリートーキング
第2回【11/ 2（土）】	古賀市の良いところ・悪いところの地図作成
第3回【11/21（木）】	現状・原因・対策の整理（1）
第4回【11/28（木）】	現状・原因・対策の整理（2）
第5回【12/14（土）】	各分科会の内容のすり合わせ、今後の検討方針
第6回【 1/11（土）】	環境教育、情報共有に関する対策の検討（1）
第7回【 1/28（火）】	環境教育、情報共有に関する対策の検討（2）
第8回【 2/13（木）】	環境教育、情報共有に関する対策の検討（3）
第9回【 3/ 4（火）】	中間報告会用の資料作成（1）
中間報告会【 3/16（日）】	各分科会の検討内容の発表
第10回【 5/ 1（木）】	今後の検討方針について
第11回【 5/24（土）】	各主体の行動方針の検討（1）
第12回【 6/ 7（土）】	各主体の行動方針の検討（2）将来イメージの検討（1）
現地踏査【 6/21（土）】	市内の巨木、神社、環境学習施設などを見学
第13回【 6/21（土）】	各主体の行動方針の検討（3）将来イメージの検討（2）
第14回【 7/ 4（金）】	シンポジウムに向けた提言書の作成（1）
第15回【 7/12（土）】	シンポジウムに向けた提言書の作成（2）
第16回【 7/18（金）】	シンポジウムに向けた提言書の作成（3）
シンポジウム【 7/27（日）】	提言書の発表

## 9 用語解説

### あ行

#### ISO14001 (P33, P69, P81)

- ISO（国際標準化機構）が定めた環境マネジメントシステム。環境に視点をおいた経営管理システムで、事業所ごとに環境保全に関する目標・方針・計画を定め、実施し、達成状況を点検しつつ、全体の見直しやさらなる環境配慮の実施に取り組んでいくというものです。

#### アイドリング・ストップ (P60, P75, P78)

- 大気汚染防止や騒音・悪臭防止、地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出を抑制するため、信号待ちなど自動車の駐・停車時における不必要なエンジンの使用を止めることです。アイドリング・ストップ運動は、自動車を利用する全ての人々に、自主的なアイドリング・ストップの励行を呼びかけるもので、1996年に環境庁（現環境省）が提唱し、各地の自治体、企業などで取組が始まっています。

#### アスベスト (P52)

- アスベスト（石綿）は、極めて細い繊維状の鉱物であり、高い拡張力と柔軟性を持ち、耐熱性等にすぐれ工業原料として幅広く利用されています。しかし、多量に吸収すると肺の線維症を引き起こすことがあり、肺がんなど悪性新生物発生の危険を増加させるためアスベスト関係作業については労働安全衛生法で規制が行われています。また、一般大気環境のアスベストによる汚染を防ぐため、大気汚染防止法により、特定粉じんとして工場・事業場からの排出が規制されています。

#### オゾン層 (P10)

- 地表から10～50kmの上空には、オゾンが高濃度に存在する層（成層圏）があり、太陽からくる紫外線のうち、特に生物に有害な波長を吸収しています。有害な紫外線は、日焼けの原因になるばかりでなく、皮膚がんを誘発する因子でもあります。近年、極地上空のオゾン濃度が急激に減少していることが観測され、オゾン層を保護するため、特定フロン等の使用を削減する国際的な条約（ウィーン条約）が締結されています。

### か行

#### カーシェアリング (P60, P78)

- 一つの車を共同で利用することで、省エネルギー推進の手段の一つとして取り上げられています。1980年代の後半に交通問題解消と環境保全運動の一環としてスイスで考案され、1990年代に入ってから欧州で急速に普及しています。

#### 化石燃料 (P8, P10)

- 石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源のことをいいます。

### 環境影響評価制度 (P61. P62. P87. P89)

- 環境アセスメントともいいますが、これよりも狭い概念です。日本の法律や条例等の用語として定着しています。英語ではEnvironmental Impact Assessmentであり、EIAという略称も広く使用されています。環境汚染や自然環境の破壊を未然に防止するため開発行為が環境に及ぼす影響についてあらかじめ回避・低減するための情報公開に基づく手続です。このための調査・予測・評価を行い、その結果を公表し、これに対する意見を求めます。これらの意見を反映して事業の実施に際し、環境影響の回避・低減にどう努めるかを事業者は説明し、環境保全対策を実行します。こうして公害の防止、自然環境の保全、歴史的・文化的遺産の保全その他の環境保全の見地から適正な配慮がなされる手続をいいます。

### 環境影響評価法 (P86. P87)

- 一定規模以上の公共事業において、事業者がこれに定める方法で環境影響評価を行うことを定めた法律で、平成9年6月に公布されました。同法の対象となる事業は、従来の閣議アセスの対象に発電所等を加えた14事業で、環境影響評価を義務付ける規模の大きい「第一種事業」と、それより小規模で環境影響評価が必要かどうかを事業者が判定する「第二種事業」に分けられます。また、アセスメント開始前の段階で、住民や自治体の意見を聴いて評価項目を絞り込む（スコーピング）など、新たな手続や事業者に対する環境省のチェック権限の強化等が盛り込まれています。

### 環境家計簿 (P32. P59. P70. P78. P81)

- 暮らしと環境のかかわりを把握し、記録するための技法のひとつです。日記型、チェック型、記録簿型などの種類があり、環境省をはじめとする多くの機関、自治体で作成されています。

### 環境活動評価プログラム (P33)

- ISO14001規格の取得が資金・情報の不足などで困難な中小規模事業所など幅広い事業所が自主的に、二酸化炭素や廃棄物などの排出量を低減するための行動計画をつくるための簡易な仕組みのことで、環境省の提唱により平成8年度から取組が進められています。

### 環境基準 (P19. P20. P22. P23. P24. P38. P46. P53)

- 環境基本法第16条第1項の規定に基づき「人の健康を保護し、および生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいいます。現在、環境基準は、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌汚染の4分野について定められています。

### 環境共生住宅 (P59)

- 地球環境を保全する観点から、エネルギー・資源・廃棄物等の面で十分な配慮がなされ、周辺の環境と調和し、健康で快適に生活できるように工夫された住宅のことで、具体的には、高断熱化、自然エネルギーの利用などを採用した住宅のことで、

### 環境負荷 (P47)

- 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となる恐れのあるものをいいます（環境基本法第2条第1項）。環境負荷には、汚染物質等が排出されることによるもの、動植物等の自然物が損傷されることによるもの、自然景観が著しく損なわれることによるものなどがあります。

### 環境ホルモン（外因性内分泌かく乱物質） (P24. P38. P55)

- ホルモン類似作用をもち、人及び生物の生殖と発育という基本的な生物の生存条件に影響を与える可能性が懸念されている化学物質のことです。

### 環境マネジメントシステム (P33. P34. P39. P81)

- 環境マネジメントシステムとは企業などの事業体が環境保全に関する方針、目標、計画などを定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して方針などを見直すという一連の手続のことを指します。また、一連の環境マネジメントシステムの中で、自主的な環境管理に関する計画などの実行計画に関する実行状況の点検作業は環境監査と呼ばれています。

### 合併処理浄化槽 (P35. P38. P54. P76. P94)

- し尿と共に台所、風呂などからの生活雑排水を処理する浄化槽です。（浄化槽とは、し尿や生活雑排水を沈でん分解あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解などの方法によって処理し、それを消毒し、放流する小型の施設です。各家庭や団地単位で設置されます。）

### 京都議定書 (P7. P58)

- C O P 3で採択された法的拘束力を持つ文書で、「先進国が2008～2012年の目標年において、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、H F C、P F C及びS F 6の6種類の温室効果ガスを1990年（平成2年）に比べて少なくとも5%（日本は6%）削減することを目指すとす

### グリーン購入 (P59. P60. P77)

- 環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入することです。

### グリーンコンシューマー (P57)

- 環境にやさしい製品やサービスを積極的に選んで購入する活動（グリーン購入）を進めている消費者を指します。

### 下水道普及率 (P46)

- 下水道の普及状況を割合で示したものです。この計画では、以下の式で求められる値を下水道普及率としました。

$$\text{下水道普及率} = (\text{公共下水道人口} + \text{農業集落排水整備人口}) / \text{総人口}$$

### こどもエコクラブ (P46. P70)

- 環境省が全国の小中学生を対象として、楽しく継続的な環境活動・学習を行う機会を提供する事業です。登録した会員には、1年を通じて環境を守る自主活動（エコロジカルあくしょん）を進めるための情報提供などを無料で行っています。

### COP (P7)

- Conference of Partiesの略で、気候変動枠組条約締約国会議のことをいいます。1995年にベルリンで第1回締約国会議（COP1）が開催され、1997年に京都で開催されたCOP3では、2001年以降の地球温暖化対策のあり方を規程する議定書が採択されました。現在までに9回の会議が行われており、毎年開催されるこの会議は、人類の未来を左右する会議として世界的に注目されています。

## さ行

### 酸性雨 (P10. P52)

- 工場や自動車から大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が取り込まれて、pH（水素イオン濃度）5.6以下となった酸性の雨のことをいいます。湖沼水の酸性化による魚類の死滅、土壌の酸性化による樹木の枯死などの影響をもたらします。

### 新エネルギー (P31. P39. P58. P59. P78. P106)

- 自然エネルギー（太陽、風力、地熱、海洋など）や合成燃料（メタノール、石炭ガス化など）、水素エネルギーなどの総称です。

### 振動規制法 (P53)

- 工場・事業場と建設現場において発生する相当範囲にわたる振動について規制し、また道路交通振動に係る要請の措置を定めて、生活環境保全と健康保護に資することを目的とする法律です。地域を指定して規制しています。

### 10万本の植樹運動 (P60. P78)

- 平成14年から「古賀市10万本ふるさとの森づくり」として、古賀グリーンパークへの植樹が行われています。

### 循環型社会 (P7. P105)

- 天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会です。

### 水源かん養 (P27. P30. P31. P39. P61. P79)

- 降水を地表や地中に一時貯えるとともに、地下に浸透させ、降水の河川等への直接流入を調整し、下流における水資源の保全や洪水の防止、地下水のかん養などを維持・促進する自然の持つ機能のことです。

### ソーラーシステム (P59)

- 太陽熱を利用して冷暖房や給湯等を行うシステムです。専用の機器を用いるタイプ（アクティブタイプ）と構造、間取り等の設計手法によって太陽熱や自然の通風を利用するタイプ（パッシブタイプ）があります。

### 騒音規制法 (P53)

- 工場・事業場と建設現場において発生する相当範囲にわたる騒音について規制し、また自動車騒音の許容限度を定めて、生活環境保全と健康保護に資することを目的とする法律です。地域を指定して規制しています。

## た行

### 多自然型河川整備 (P46)

- 河川・水路の治水・利水機能の確保に加えて、自然性豊かな環境づくりに配慮し、生態系の保全・創造までを目的として含んだ川づくりの工法です。

### ダイオキシン類 (P6. P24. P38. P52. P54. P55. P58)

- 塩素を含む有毒な有機化合物のポリ塩化ジベンゾーパラジオキシンとポリ塩化ジベンゾフランおよびコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称です。

### 地球温暖化 (P7. P10. P59. P78)

- 人間の諸活動から発生する二酸化炭素などの温室効果ガスにより、地球の気温が上昇し、それによってさまざまな気候変動が生じる現象のことです。

### 鳥獣保護区 (P17. P61. P98. P99)

- 環境大臣または都道府県知事が、鳥獣の保護繁殖を図るため必要があると認めるとき、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定する区域です。区域内では鳥獣の捕獲は禁止され、鳥獣の繁殖に必要な対策が行われます。

### 低公害車 (P59. P60. P78)

- 騒音の発生や大気汚染物質（二酸化炭素や窒素酸化物）などの排出量が少ない自動車の総称です。「低公害車開発普及アクションプラン」のなかで、電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及び低燃費かつ低排出ガス認定車は、「実用段階にある低公害車」として、燃料電池自動車は「次世代低公害車」として位置付けられています。なお、低燃費かつ低排出ガス認定車とは、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）に基づく燃費基準（トップランナー基準）早期達成車で、かつ、「低排出ガス車認定基準実施要領」に基づく低排出ガス認定車のことです。

### デポジット制度 (P56. P77)

- 預かり金制度、預託金付加制度ともいいます。具体的には、飲料缶やびん詰め飲料を販売する際、小売店が販売額にデポジットdeposit（預かり金）を上乗せして受け取っておき、飲用後の空き缶や空きびんの返却時にデポジット代金を返す制度です。都市や観光地の道路・公園などへの缶やびんの投げ捨て防止や散乱防止に、一定の効果があるとされています。

### 等価騒音レベル (P20)

- 一定時間内に測定された多数の騒音データを、エネルギー量で平均して何dB（デシベル）の騒音に相当するかを求めたものです。

### 透水性舗装 (P53. P96)

- 舗装体を通して雨水を直接地中に浸透させる舗装工法。アスファルトに混合する砕石の割合を多くして、路面に隙間ができるようにしています。地下水のかん養だけでなく、街路樹の保護育成、雨天時の通行性の向上、雨水の流出抑制などに効果があります。

## な行

### 日平均値の2%除外値 (P19)

- 年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値です。

### 日平均値の年間98%値 (P19)

- 年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から98%に相当するものです。

### 農業集落排水 (P38. P76)

- 農業集落における農業用水路の水質保全、農業用排水施設の機能を維持または農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための事業で、小規模下水道施設の整備が対象となるものです。

## は行

### パークアンドライド (P60. P78)

- 地球温暖化防止対策のひとつとして、交通手段の効率化を図る手法です。渋滞する都心部へのマイカー乗り入れを規制する方法として、近くの駅にマイカーを駐車し、そこから鉄道に乗り換えて移動することにより、自動車からの排気ガスの削減にもつながり、エネルギー源の節約にも直結します。札幌市を代表とするいろいろな自治体で奨励しています。

### ビオトープ (P36. P44. P63. P74. P79. P80)

- 生物の生息空間を意味しています。狭義では、人為的に整備した自然らしさのある池などを指します。

### BOD (P22)

- BODとはBiochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略称で、河川水や工場排水中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要なとされる酸素量のこと、単位は一般的にmg/Lで表します。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味します。河川について環境基準が定められており、その達成状況は75%値（年間の日間平均値のデータ n 個をその値の小さいものから順に並べたときの0.75×n 番目のデータ値）で評価します。

### 福岡県環境影響評価条例 (P86. P87)

- 環境影響評価法の対象規模に満たない事業や同法が対象としない事業種であって、一定規模以上の物について、事業者が環境の保全について適正な配慮を行うことを確保するため、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続等について定めています。

### フリーマーケット (P26. P57. P77)

- 公園などを会場にして住民が不用品などをもち寄り、販売するノミの市のことをいいます。リサイクル運動のひとつとしてごみの減量や資源の有効利用に役立てることを目的としており、近年、各地で開催されています。

### 保安林 (P17. P61. P65. P98. P99)

- 水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備など11種類の公共目的を達成するため、森林法に基づき指定されている特定森林のことです。

## ま行

### 埋蔵文化財包蔵地 (P68. P101)

- 貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵している土地のことです。外観上埋蔵文化財を包蔵していることが判明している土地、及び外観上の特色はなくてもその地域社会で一般に埋蔵文化財を包蔵していると認識されている土地は「周知の埋蔵文化財包蔵地」といい、文化財保護法に基づいて、地方公共団体により指定されるとともに、この周知を図るための遺跡台帳・遺跡地図の整備が行われます。当該地において工事等を行う場合には、文化庁長官への届出もしくは通知が必要となります。

### 未利用エネルギー (P94. P95. P97)

- 主にごみ焼却場、変電所、地下鉄、ビルなどの排熱や河川水や下水の熱などのことをいいます。ごみを焼却したときに発生する熱は発電や暖房に利用できます。また、建物内と周辺の大気や河川の水との温度差等を冷暖房として利用することも可能です。この他にも、地中電線や地下鉄のトンネルとの温度差等も活用でき、これらを未利用エネルギーの利用といいます。未利用エネルギーの利用には、太陽熱給湯器や太陽電池、風車等の自然エネルギーの利用を含めることもあります。

### モータリゼーション (P5. P20. P21. P38. P52)

- 自動車が生活必需品として普及する現象をいいます。

## や行

### 有害化学物質 (P6. P24. P38. P52. P54. P55. P95)

- 化学物質とは、元素及び化合物の総称（放射性物質をのぞく）であり、有害化学物質とは、このうち次のような有害性を持つものと捉えられます。①人の健康を損なう次の性質を持つ（慢性毒性、発がん性、生殖、発生毒性、催奇形性など）②動植物の生息・生育に支障を及ぼす③オゾン層を破壊するなどです。

### 4 R (P56. P77)

- ごみの減量化に向けた4つの行動のことです。
  - ①リフューズ（いらぬものを買わない・使わない）
  - ②リデュース（ゴミを減らす）
  - ③リユース（繰り返し使う）
  - ④リサイクル（もう一度材料として使う）

## ら行

### 緑地トラスト (P61)

- 貴重な緑地などが破壊されるのを防ぐために、緑地などを買い入れたり、寄贈を受けたりして、保存・管理することです。

## レッドデータブック (P15. P91. P92. P93)

●絶滅のおそれのある動植物の種を国又は地域単位で選定し、リストとしてまとめたものです。環境省レッドデータブックのカテゴリー定義は以下のとおりで、福岡県レッドデータブックも基本的には環境省のカテゴリーを採用しています。

<環境省のカテゴリー定義>

- ①絶滅：我が国ではすでに絶滅したと考えられる種
- ②野生絶滅：飼育・栽培下でのみ存続している種
- ③絶滅危惧：絶滅のおそれのある種
  - ・絶滅危惧Ⅰ類　：絶滅の危機に瀕している種
  - ・絶滅危惧ⅠA類：ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種
  - ・絶滅危惧ⅠB類：ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種
  - ・絶滅危惧Ⅱ類　：絶滅の危険が増大している種
- ④準絶滅危惧：現時点では絶滅危険度は小さいが、生育条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
- ⑤情報不足：評価するだけの情報が不足している種
- ⑥絶滅のおそれのある地域個体群：地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの